

令和6年(ネ)第1861号 「結婚の自由をすべての人に」訴訟控訴事件

控 訴 人 山縣真矢外7名

被控訴人 国

控 訴 審 第 7 準 備 書 面

一社会事実の変化について (2)一

2025(令和7)年5月7日

東京高等裁判所第24部イ係 御中

控訴人ら訴訟代理人

弁護士 上 杉 崇 子

同 寺 原 真希子

ほか

本準備書面においては、性的指向・性自認や、法律上の同性間の婚姻制度等に関して生じた直近の時期における社会状況等の変化を中心に、2024年(令和6年)6月28日付控訴審第1準備書面に引き続いて社会状況等の変化に関し主張を行う。

記

第1 世論調査

- 1 近時の世論調査結果は以下のとおりである。
- 2 2024年4月19日～21日に北海道新聞社が行った憲法に関する全道世論調査で、法律上同性の者同士の婚姻を「認めるべきだ」と回答した人の割合は76%(前年調査比4ポイント増)となり、同じ質問を始めた2021年以降で最多であった(甲A第899号証)。報道記事によれば、法律上同性の者同士の婚姻を認めない現行規定は憲法に違反するとした2024年3月14日札幌高裁判決(甲A第603号証)などを受け、賛成世論が広がっているとみられるとのことである。
- 3 世界最大規模の世論調査会社イプソス株式会社が、2024年6月、日本を含む世界26カ国18,515人を対象に、LGBT+の人々に関する世界の考え方について調査結果を発表し、その中で、日本は、法律上同性のカップルの結婚および他の法的承認を「許可されるべきではない」と強く反対する人の割合が調査対象国26か国の中で最も少ないことを明らかにした(甲A第900号証)。

4 共同通信社は2024年5月3日を前に憲法に関する世論調査を行いこれを発表した(甲A第901号証の1、2)。

それによれば、「同性婚」については、「認める方がよい」とする意見が73%となり、「認めない方がよい」とする25%の意見を大きく上回っている。なお、自民党支持者に限ってみても「認める方がよい」と回答した者は62%に及ぶ(甲A第901号証の2)。

朝日新聞社と東大谷口研究室の2020年の共同調査では、与党自民党支持者のうち賛成の割合は41%、反対の割合は29%であったこと(甲A第128号証)を踏まえると、自民党支持層の間でもいわゆる「同性婚」への支持が広がっていることが見て取れる。

5 以上のとおり、国民の大半が法律上同性の者同士の婚姻制度の導入を望み又は賛成している状況は一貫して継続しているところである。

それにもかかわらず立法府においてかかる法律上同性の者同士の婚姻制度に係る法律の立法に至らないとすれば、それは民主政の過程に内在する制度的瑕疵に由来するものというほかなく、人権の砦である裁判所においてこれを是正しなければならない状況にあるというべきである。

第2 地方自治体における取組み

1 パートナースhip制度

法律上同性の者同士の婚姻制度が依然として導入されない一方で法律上同性の者同士を対象としたパートナーシップ制度、ファミリーシップ制度を導入する自治体数は更に増加しており、2025年4月1日までの導入

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京高裁)控訴審第3回期日(20250520)で提出した書面です.

自治体は少なくとも524となっている。

2024年7月以降のパートナーシップ制度導入自治体及び各導入日は、
以下のとおりである。本年4月1日時点で、人口カバー率は92.68%と
なっている（以上、甲A第902号証の1、2）。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
 【リンクはご自由にお貼りください】
 「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京高裁)控訴審第3回期日(20250520)で提出した書面です.

導入自治体	導入日
福島県福島市	2024/7/1
新潟県新発田市	2024/7/1
奈良県桜井市	2024/7/1
京都府木津川市	2024/8/1
宮崎県国富町	2024/8/7
滋賀県	2024/9/1
山口県	2024/9/1
福島県	2024/9/2
福島県本宮市	2024/9/2
新潟県	2024/9/2
新潟県胎内市	2024/9/2
北海道北広島市	2024/10/1
奈良県三郷町	2024/10/1
岡山県津山市	2024/10/1
鹿児島県鹿屋市	2024/10/1
千葉県富津市	2024/10/1
高知県宿毛市	2024/10/1
長崎県時津町	2024/12/1
宮城県仙台市	2024/12/10
京都府与謝野町	2024/12/25
埼玉県川口市	2025/1/1
三重県松阪市	2025/1/1
京都府八幡市	2025/1/1
鹿児島県南さつま市	2025/1/1
岩手県八幡平市	2025/1/1
宮城県栗原市	2025/2/1
千葉県我孫子市	2025/2/1
愛媛県松山市	2025/2/3
大坂府豊中市	2025/3/1
沖縄県	2025/3/28
北海道登別市	2025/4/1
北海道津別町	2025/4/1
北海道訓子府町	2025/4/1
北海道上富良野町	2025/4/1

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京高裁)控訴審第3回期日(20250520)で提出した書面です.

導入自治体	導入日
北海道中富良野町	2025/4/1
北海道南富良野町	2025/4/1
北海道幕別町	2025/4/1
北海道占冠村	2025/4/1
北海道置戸町	2025/4/1
北海道美幌町	2025/4/1
北海道江差町	2025/4/1
岩手県花巻市	2025/4/1
岩手県奥州市	2025/4/1
岩手県遠野市	2025/4/1
岩手県二戸市	2025/4/1
千葉県八千代市	2025/4/1
千葉県鎌ヶ谷市	2025/4/1
千葉県佐倉市	2025/4/1
奈良県橿原市	2025/4/1
奈良県大和高田市	2025/4/1
岡山県玉野市	2025/4/1
広島県世羅町	2025/4/1
福岡県行橋市	2025/4/1
福岡県中間市	2025/4/1
鹿児島県いちき串木野市	2025/4/1
京都府舞鶴市	2025/4/1

2 法律上同性のカップルの住民票の続柄に関する取り組み

控訴人ら控訴審第1準備書面などで既に主張したとおり、いくつかの地方自治体においては、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を更に拡充し、法律上同性のカップルの住民票上の続柄について事実婚関係にあることを示す表記を可能とする取り組みが始まっている。

これまでも、地方自治体の同性パートナーシップ制度に基づく宣誓を行った法律上同性のカップルについて、住民票の続柄を(単なる「同居人」でなく)「縁故者」として登録することを可能とするケースはあったが(甲A第903号証)、上記は更に進んで、戸籍上の性別が法律上同性同士のカップルであれば、世帯主から見てパートナーを「夫(未届)」と記載することができるものであり、例えば長崎県大村市、香川県三豊市、栃木県鹿沼市、鳥取県倉吉市、京都府与謝野町、愛知県犬山市、神奈川県横須賀市、三重県伊賀市、東京都世田谷区・中野区などが導入した自治体として報道・公表されている(甲A第669の1～3、甲A第852～856号証、甲A第904の1～7号証)。

3 国に対する意見書・要望書

(1) 各地方自治体から国に対しては、法律上同性の者同士の婚姻制度導入等を求める意見書や要望書が引き続き提出されている。

(2) 例えば、埼玉県の大野元裕知事は、2024年5月9日に工藤彰内閣府副大臣に対し、同年6月13日に小泉竜司法務大臣に対しそれぞれ要望書を手渡し、昨今の判決で「同性婚について異性婚と同じ婚姻制度を適用することを含め、早急に真摯な議論をすること」等が示されたことを踏まえ、

法律上同性のパートナーが異性婚と比べて不利益を被ることがないよう、法律上同性のパートナーの権利や身分に関する制度について、国が早急に真摯な議論と対応を行うよう要望した(甲A第905号証の1ないし4)。

- (3) 東京都国立市の市議会では、2024年11月21日、後述する「結婚の自由を全ての人に」訴訟東京高裁違憲判決(甲A第710号証)を受けて、法律上同性の者同士の婚姻制度導入を求める国に対する意見書提出が決議された(甲A第906号証)。

- (4) 更に2024年12月23日、東京都港区、文京区、品川区、世田谷区、中野区、杉並区、豊島区、墨田区、足立区、江戸川区の10区長が連名で、法律上同性のパートナーに関する権利や制度等の検討を求め、総務大臣および厚生労働大臣宛の要望書を阿部知明総務省自治行政局長および朝川知昭厚生労働政策統括官に提出した(甲A第907号証)。

上記10区長連名要望書においては、上記提出日時点における地方自治体の同性パートナーシップ制度の人口カバー率が約89%となり、民間においても性的マイノリティに配慮した取組みが進んでいる状況にあること、2024年3月26日の犯罪被害者等給付金判決(甲A第639号証)において法律上同性のパートナーも男女の事実婚と同様に支給対象になり得るとの判断が示されたこと、一部自治体において法律上同性のパートナーの住民票の続柄について現行の住民基本台帳事務処理要領に示された表示の範囲内での対応として「夫(未届)」、「妻(未届)」と表記する動き(上述)が出ていることから、①法律上同性のパートナーが法律婚や事実婚と比べて不利益を被ることなく同様の権利が得られるよう、各種

社会保障制度等の改正について早急に検討を行うこと、及び②地方自治体の同性パートナーシップ制度の適用を受けた者の住民票における続柄の表記として、当事者間の関係をより適切に反映した新たな表記を設定し、住民基本台帳事務処理要領に掲載するなどの対応を行うことを村上誠一郎総務大臣及び福岡資麿厚生労働大臣に対して要望している。

- 4 以上のとおり、性的少数者の権利擁護については、引き続き国会の違法な立法不作為が継続する中で、地方自治体はその欠缺を埋めるための様々な取組みを行っているが、こうした自治体の取組みには限界があるとの認識の下、国に対し法律上同性の者同士の婚姻制度の導入を促すための意見書や要望書の提出が自治体からも相次いでいる状況にある。

第3 企業団体等の取組み

- 1 法律上同性の者同士の婚姻制度の導入に賛同する企業及び団体を可視化するためのキャンペーンである「Business for Marriage Equality」への賛同数が、2024年7月の時点で、合計500社・団体となり、同賛同企業・団体における国内従業員数が合計200万人を突破した(甲A第908号証)。さらに、2025年4月11日時点では616の企業・団体が賛同を表明しており、賛同企業・団体数は更に増えつつある(甲A第909号証)。
- 2 職場での性的少数者に関する取組みの評価指標である「P r i d e 指標」については、2024年度においては、ゴールド認定数は388社、シルバー認定数は52社、ブロンズ認定数は21社であり(甲A第910号証)、前年度(甲A第676号証)よりも64社増加している。

3 医療界の取り組みとしては、既に甲A第818号証にて立証のとおり、京都大学病院において2024年9月30日、法律上同性のパートナーをドナー(臓器提供者)とする生体腎移植を初めて実施したことが発表された。

報道(甲A第911号証)及び公表資料(甲第A818号証)によれば、ドナーとレシピエントはいずれも京都市在住の女性で、2019年3月から同居しており、同性パートナーとして同市のパートナーシップ宣誓制度に申請し2022年8月に受理された法律上同性のパートナーである。レシピエントは2022年ごろ慢性腎不全と診断され、2023年7月に同病院を受診したが、腎不全が進行して腎移植や血液透析が必要となることが判明し、ドナーが生体腎移植を希望した。ただ、日本移植学会倫理指針は、生体臓器移植を原則として6親等以内の血族か3親等以内の姻族しか認めていなかったところ(甲A第819号証)、同病院は京都大学の倫理委員会と日本移植学会の承認を受けた上で、2024年5月にドナーの左腎臓をレシピエントの右下腹部に移植する手術を行ったというものである。

法的には未だ配偶者とはいえない法律上同性のカップルであるドナー・レシピエント間において、日本移植学会倫理指針に対する例外的扱いについて、大学内の倫理委員会及び日本移植学会の承認を得るというプロセスを通じて、臓器移植を実現したものであり、裏返せば、このような取組みを京都大学病院が実施するに至るまでの間、法律上同性のパートナー間の臓器移植には事実上のハードルがあり、その結果として多くの性的少数者において適切な医療手段にたどり着くことが出来なかった可能性があるということでもある。

その意味で、法律上同性の者同士の婚姻制度の導入をしないという国会

の立法不作為は、国民の生命身体の危殆化という害悪をももたらしてきた
ということができる。

- 4 性的指向及び性自認等により困難を抱えている当事者等に対する法整備
のための全国連合会(「LGBT法連合会」)は、「性的指向および性自認等
を理由とするわたしたちが社会で直面する困難のリスト」(「困難リスト」)
を作成しており、今般、2025年3月31日付で同リストの第4版を公表
した(甲A第942号証の1)。

困難リストは、性的マイノリティ当事者が社会において直面する困難を、
「子ども・教育」「就労」「カップル・養育・死別・相続」「新型ウィルス感
染症関連(パンデミック時)」等の合計10の分野をもって分類したもので
あり、各政党や国、地方自治体等の政策策定の参考資料にも供されているも
のである。このリストは、全国の賛同団体から広く意見を集めてまとめたも
のであり、今般の第4版は、前回の第3版の発出から6年ぶりとなるところ、
新たに64事例が追加されている(以上甲A第942号証の2)。

ここで、法律上の同性間の婚姻制度が存しないことに関連する困難として、
今回の版で新たに追加されたものだけに限定しても、以下のようなものが挙
げられる(以下の通し番号はいずれも甲A第942号証の1記載のもの)：

「戸籍上同性のパートナーと寮・職員住宅にて共同利用が出来ないことを
危惧して、寮・職員住宅への入居が必要な企業・職業への就職を諦め、就職
活動を行う際に選べる企業の選択肢がかなり減った。」(101)

「育児休業は、企業が法律を上回る規定をしていれば同性パートナーも取
得することができるが、なかなか整備ができていない企業は少なく、さらに育
児休業給付金については受給が難しい。」(186)

「同性カップルの可視化が進むにつれて、行政の匙加減で「家族」扱いされたりされなかったりという恣意的な対応が起こっている。例えば、結婚新生活支援事業費補助金については法律婚を要件とし「同性パートナーを家族とは認めない」という取り扱いがされる自治体が多い一方(一部自治体では同性パートナーも対象)、児童扶養手当の支給や保育園入園の審査では「同性パートナーを家族」とみなして手当の受給を止めたり、保育園入所審査申し込みの際にはシングルの親ではなく配偶者ありとして点数を減らしたりする自治体もある。」(229)

「同性のパートナーを生命保険の受取人に指定できたが、生命保険料控除を受けられない」(351)

法律上同性のパートナーを有することに対する社会の理解が進んでいる一方で(育児休業が取得可能な企業があったり、同性パートナーを生命保険の受取人に指定できるなど)、依然として法律上の配偶者でない限り認められない取り扱いも厳然として存在するほか(育児休業給付金の受給が難しかったり、同性パートナーを生命保険の受取人に指定した場合に生命保険料控除を受けられないなど)、更に悪い事に、同性パートナーが「行政の匙加減で「家族」扱いされたりされなかったり」することにより、法律上の異性同士のカップルと比較して不利益な取扱いを受けたりする事例(上記 229)が報告されていることが、目を引くところである。

このような困難リストに記載された困難の全てが法律上同性間の婚姻が可能となることによって一挙に解決するわけではないにせよ、その多くは解消又は緩和してゆくことが強く期待される。

また、上記のような行政による「恣意的取扱い」の余地が生ずるのは、社会の理解や地方自治体の制度の改善が進んでゆく一方で、依然として法律上

同性のパートナーを配偶者として認めない現行法規定との間のギャップが、
いよいよ大きくなってきていることに原因の一つがあるであろう。

社会の変化に法律の規定がついてきていないこと及びその弊害が顕著に
可視化された資料ということができる。

第4 弁護士会等

弁護士会等においても引き続き、活発な会長声明等の表明が行われている。
特に、後述する「結婚の自由を全ての人に」訴訟の各高裁違憲判決(札幌、
東京、福岡、名古屋、大阪)を受けたものが多く、近時出されたものは以下
のとおりである。

- ① 2024年4月25日 神奈川県弁護士会会長声明(甲A第912号証)
- ② 2024年5月30日 滋賀県弁護士会宣言(甲A第913号証)
- ③ 2024年7月17日 金沢弁護士会会長声明(甲A第914号証)
- ④ 2024年8月21日 仙台弁護士会会長声明(甲A第915号証)
- ⑤ 2025年1月10日 福岡県弁護士会会長声明(甲A第916号証)
- ⑥ 2025年1月15日 日本弁護士連合会会長声明(甲A第917号証)
- ⑦ 2025年1月20日 札幌弁護士会会長声明(甲A第918号証)
- ⑧ 2025年1月22日 鹿児島県弁護士会会長声明(甲A第919号証)
- ⑨ 2024年1月27日 東京司法書士会会長談話(甲A第920号証)
- ⑩ 2025年3月21日 愛知県弁護士会会長声明(甲A第921号証)
- ⑪ 2025年4月14日 大阪弁護士会会長声明(甲A第940号証)
- ⑫ 2025年4月17日 札幌弁護士会会長声明(甲A第941号証)

第5 司法

1 「結婚の自由をすべての人に」訴訟

(1) 本訴訟と法律上の争点を同じくする「結婚の自由をすべての人に」訴訟においては、既に、札幌高裁判決(甲A第603号証)において法律上同性の者同士の婚姻を認めない現行法諸規定が憲法14条、24条(1項及び2項)に違反すると判示したことは主張のとおりであるが、その後、2024年10月30日に東京高裁において(甲A第710号証)、2024年12月13日に福岡高裁において(甲A第835号証)、2025年3月7日に名古屋高裁において(甲A第922号証)、2025年3月25日に大阪高裁において(甲A第923号証)、法律上同性の者同士の婚姻制度の不存在を違憲とする判決がくだされた。

(2) まず東京高裁判決(甲A第710号証)においては、「原告の法令が、民法及び戸籍法において男女間の婚姻について規律するにとどまり、同性間の人的結合関係については、婚姻の届出に関する民法739条に相当する配偶者としての法的身分関係の形成に係る規定を設けていないことは、個人の人格的存在と結び付いた重要な法的利益について、合理的な根拠に基づかずに、性的指向により法的な差別的取り扱いをするものであって、憲法14条1項、24条2項に違反するというべきである」と判示した。

(3) 次に福岡高裁判決(甲A第835号証)においては、「本件諸規定のうち、異性婚のみを婚姻制度の対象とし、同性のカップルを婚姻制度の

対象外としている部分は、異性を婚姻の対象とすることができず、同性の者を伴侶として選択する者の幸福追求権、すなわち婚姻の成立及び維持について法制度による保護を受ける権利に対する侵害であり、憲法13条に違反するものといわざるを得ない」とし、憲法13条違反を認めた。

その上で、「本件諸規定が同性のカップルを婚姻制度の対象外としていることは、異性を婚姻の対象と認識せず、同性の者を伴侶として選択する者の幸福追求権に対する侵害であり、憲法13条に違反するものである。このことを法の下での平等の観点からみると、本件諸規定は、男女のカップルのみを法的な婚姻制度の対象に限定し、同性のカップルについては法的な婚姻制度の利用を認めないものであり、男女のカップルによる婚姻には法的な地位や保護を与えるのに対し、同性のカップルについては、婚姻しこれに伴う法的な地位や保護を得ることを一切認めていないのであるから、本件諸規定のうち、同性のカップルを婚姻制度の対象外とする部分は、合理的な根拠なく、同性のカップルを差別的に取扱うものであって、法の下での平等を定めた憲法14条1項に違反する」として憲法13条違反であることをも根拠とした上で14条1項違反を認めた。更に、「憲法24条の主眼は上記のとおりであるから、同性婚を認めないことが直ちに同条1項に違反するとまでは解し難いものの、同条が婚姻について定めている内容は、上記の憲法13条及び14条1項から導かれる結論と軌を一にしているものと解されるところであり、上記のとおり、本件諸規定のうち、同性のカップルを婚姻制度の対象外とする部分は、個人の尊重を定めた憲法13条に違反するものであるから、婚姻に関する法律は個人の尊厳に立脚して制定されるべき旨を定める憲

法 2 4 条 2 項に違反することは明らかである」と判示し、憲法 1 3 条違反をも根拠として憲法 2 4 条 2 項違反をも認めるに至った。

法律上同性の者同士の婚姻を認めない現行法の諸規定が憲法 1 3 条に違反することを認めたのは福岡高裁判決がはじめてであり、画期的な判断であった。

- (4) 更に名古屋高裁判決(甲 A 第 9 2 2 号証)は、「そもそも、パートナーシップ制度やファミリーシップ制度は、地方公共団体による制度であるため、婚姻による法的効果を享受することができず、制度の効力が原則として当該地方公共団体の区域内に限られるなど効果面に限界があり、利用できる行政サービスの範囲の限界や、公正証書の作成を要する地方公共団体があるなど手続に関する制約もある上…、パートナーシップ制度やファミリーシップ制度といった婚姻制度とは異なる制度を利用すること自体が、個人の属性に係る秘匿性の高い情報である性的指向を自らの意思に反して開示することを求められるというプライバシー侵害につながる危険性がある。このように同性カップルが法律婚制度を利用することができないことによって、法律婚による法的利益や居住、就労、療養その他の社会生活上の様々な場面での社会的利益を享受することができないという不利益が生じており、これが同性カップルにとって深刻な問題であるだけでなく、婚姻には人生を共にすることで得られる充実感、安心感等という個人の尊厳と 結び付いた本質的価値があり、法律婚制度は、両者の人的結合関係が法的に保護され、公証されることによって安定的で充実した社会生活を送る基盤となるという個人の尊厳と結び付いた本質的価値がある。すなわち、人は、法的利益や各種の社

会的利益を享受するためだけで婚姻をするのではなく、婚姻そのものに個人の尊厳と結び付いた本質的価値があるため婚姻をすると考えられるところ、同性カップルは、本件諸規定が同性カップルに法律婚を認める規定を全く設けていないことによって、このような法律婚の本質的価値を享受することができないという不利益を受けているのであるから、個人の尊厳が損なわれているという不利益を受けているとみることができる」とし、法律婚制度と異なるパートナーシップ制度やファミリーシップ制度では法律上同性のカップルにとっての権利擁護の観点から不十分であることを指摘した。

その上で、「現行の法律婚制度に付与されている効果は多彩なものがあるが、同居、協力扶助義務や関係解消時に離婚手続を要することなど、親密な関係に基づく生活共同体に付与されるべき本質的な効果については、基本的に両当事者間で完結するものが少なくなく、このような法的効果を同性カップルに付与した場合の具体的な弊害は観念しにくい。また、同性婚の法制化をした場合、遺伝学上の親でない者に嫡出推定が及ぶことになることがあり得るが、既に性同一性障害特別措置法に基づき性別変更をしたトランスジェンダー男性について、遺伝学上の父となり得ないことが明らかであるにもかかわらず、その妻が懐胎した子の嫡出推定を認めている(最高裁平成25年(許)第5号同12月10日第三小法廷決定・民集67巻9号1847頁参照)から、遺伝学上の親でない者に嫡出推定が及ぶことは同性婚の法制化の弊害にはなり得ない。そして、この場合、精子提供者である遺伝学上の父が存在することになるが、民法779条は、認知ができる子を「嫡出でない子」と規定しているから、遺伝学上の父が認知をすることによ

り身分関係に混乱が生じることもない。さらに、遺伝学上の父ではない者からの嫡出否認の訴えについては、生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律第10条は、「妻が、夫の同意を得て、夫以外の男性の精子(その精子に由来する胚を含む。)を用いた生殖補助医療により懐胎した子については、夫、子 又は妻は、民法774条第1項及び第3項の規定にかかわらず、その子が嫡出であることを否認することができない。」と定め、親子関係の安定を図っているところ、同規定の「妻」や「夫」の文言を「婚姻の当事者の一方」や「婚姻の当事者の他方」などに変更することで、同性婚の法制化をしても親子関係の安定を図ることができる。他に、我が国において代理懐胎は認められていないが、これまでも異性カップルにおいても懐胎出産ができない場合に代理胎を認めるべきか否かが議論されてきたことからすれば、同性婚の法制化をすることで代理胎を認めることにつながるとか、非合法的な代理懐胎が横行するという事態に直結することにはならない。しかも、同性婚の法制化は戸籍制度の重大な変更をもたらすものではなく、民法の婚姻の効力に関する諸規定については、「夫婦」を「婚姻の当事者」、「夫又は妻」を「婚姻の当事者の一方」など性別中立的な文言に変更するといった法改正で足りるものであり、嫡出推定や認知、親権、養子縁組など親子関係に関する諸規定も、「父母」を「親」に、「夫若しくは妻」を「婚姻の当事者の一方」などという性別中立的な文言に変更するといった法改正で足りると解され、同性カップルに法律婚制度とは別の制度を設ける場合とは異なり、膨大な立法作業が必要になるとはいえない…。国民年金法、厚生年金保険法、労働者災害補償保

陰法等社会保障に関する法律においても、同性婚の法制化をすれば、同性パートナーは「配偶者」として扱われることになるため、他の権利や法的利益と衝突した場合にどのように調整をするかといった解釈上の問題は生じないといえる」として、民法改正により、法律上同性の者同士の婚姻を現行の法律婚制度に取り込むことで、容易に法律上同性の者同士の婚姻制度を特段の弊害なく導入することができ、その方がむしろ不都合が生じないものであることを指摘した。

その上で、「同性カップルに法律婚制度を利用することができるようにすることによって具体的な弊害が生じるとは言い難いにもかかわらず、同性カップルが、法律婚制度を利用することができないことによって、法的利益や各種の社会的利益を享受することができないという不利益を受け、特に医療行為に関しては、同性パートナーだけでなく、養育している子の生命身体に直結する不利益が想定される上、そもそも婚姻そのものに個人の尊厳と結び付いた本質的価値があるため、法律婚制度の本質的価値を享受することができずに個人の尊厳が損なわれているという不利益を受けている」として、憲法14条1項及び24条2項違反を認めた。

地方自治体が導入している、婚姻とは異なる制度としてのパートナーシップ制度やファミリーシップ制度では法律上同性のカップルの人権擁護のために不十分であることを正面から認め、現行の法律婚制度の範疇で法律上同性の者同士の法律婚を実現すべきことを判示したものであり、これまでの判決例における議論から更に一步進んだ見解を示した判決として高く評価できる。

(5) これまでの「結婚の自由をすべての人に」訴訟において唯一の合憲判決であった大坂地裁判決(甲A第248号証)に対し原告側が控訴していたところ、同控訴事件において大阪高裁は、法律上同性の者同士の婚姻制度が存しない現行法規定につき憲法14条1項及び24条2項に違反すると判断した(甲A第923号証)。

同判決について注目すべきは、まず、これによって全く同一の憲法上の争点について高裁で5連続の違憲判決が下されるという殆ど前例のない事態が生じるに至ったということである。

さらに、「現行の婚姻法における婚姻の本質は同性婚においても当てはまるものであるから、法制化に当たって嫡出推定規定の適用等において検討を要するところがあることなどをもって、同性カップルの法的保護を法律上の婚姻と異なる形式で行うことは、性的指向という人間の自然的、本質的属性によって、その属性に基づく人格的生存の在り方において合理的理由のない差異を設けることになり、法の下での平等の原則に悖るもの」といわざるを得ない。また、婚姻に関する統計数値や意識調査によれば、我が国では現時点においても法律婚を尊重する意識が幅広く浸透していることが窺え、配偶者の地位により得られる様々な法律上の効果のみならず、配偶者として公認されること自体が、安定した共同生活や充実感につながると考えられる。さらに、同性カップルについてのみ婚姻とは別の制度を設けることは、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状に鑑みると、新たな差別を生み出すとの危惧が拭えない。したがって、近年パートナーシップ認定制度の導入・拡大が急速に進んでいることなどの事情は、本件区別取扱いが憲法14条1項に違反するとの上記結論を左右しないし、同性カップルについ

て諸外国において導入されているような法律婚以外の制度を設けたとしても、現時点において異性カップルと同性カップルの間に生じている不合理な差別を根本的に解消し得ないというべきである」とまで判示し、法律上の婚姻とは異なる制度を導入するという取扱いがかえって、法律上同性のカップルに対する「新たな差別」(「二級市民」扱い)という社会的害悪をもたらす可能性があるとしている点でも注目すべき判決である。すなわち、単に平等の観点から不十分というに止まらず、法律上同性の者同士の婚姻を法律婚制度の枠内で実現すべき積極的理由があるというのである。また上記の判示は、パートナーシップ制度の導入が拡大することで差別の解消が進み、かえって性的少数者の法的救済の必要性が漸減するかなのような、逆転した議論の可能性にも的確に釘を刺したものとして、重要というべきである。

- (6) 上記の結果として、「結婚の自由をすべての人に」訴訟においては、札幌高裁、東京高裁、福岡高裁、名古屋高裁、更には大阪高裁と、5事件連続で、高等裁判所レベルでの明快な違憲判決が下されたということになる。

このように、連続的に高裁違憲判決が下されたことを受けて、各新聞社の社説においても、早急な憲法違反の是正のための国会・政府での議論をするよう要望を行っているところであり(甲A第924号証の1~12)、これ以上の立法不作為を宥恕すべき理由がないことについては、多くの報道機関の社説上の見解が一致するところとなっている。

2 その他の事件

- (1) 大阪地裁は、2024年7月4日、同性愛者であるがゆえに家族に殺さ

れかけたという北アフリカ出身の30代男性が日本での難民認定を求め起こしていた訴訟について、「家族から危害を受ける現実的な恐れがあり、国の保護を受けられないことが認められる」として、国の不認定処分を取り消す判決を下した(甲A第925号証)。

2023年3月に策定された「難民該当性判断の手引」(甲A第926号証)では、性的マイノリティへの迫害によっても難民に該当し得る旨明記されており、こうした流れに即した判決と考えられる。

- (2) 性同一性障害特例法3条1項4号の生殖不能要件については、最高裁大法廷2023年10月25日決定(甲A第533号証)において、憲法第13条に違反して無効であると判示されたが、当該事案に係る家事審判申立事件の差戻審において広島高等裁判所は、2024年7月10日、同法3条1項5号の外観要件についても、同要件につき手術を常に必要とすることは違憲の疑いがあることから手術を伴わなくとも同要件を満たせる場合はあるとしたうえで、申立人につき変更後の性別の性器であると認識することに特段の疑問を感じない外観であり同要件を満たすと判断し、性別変更を認めた(甲A第927号証)。

性的指向同様、性自認についてもかけがえのない個性であり、かかる個性に従って生きるために身体への侵襲を余儀なくされてしまうことの非人道性に着目した上記最高裁大法廷決定の考え方に即した判断ということができる。

- (3) なお、犯罪被害者等給付金不支給裁定取消請求訴訟事件における最高裁第三小法廷2024年3月26日判決(甲A第639号証)については、

行政府において同判決に対応するための検討が各省庁において行われている。

すなわち2024年12月19日参議院内閣委員会においては、

「この規定と、それから、同一又は類似の文言を含む法令における同性パートナーの取扱い、今お尋ねがあったところですが、それぞれの法律、法令が定める個別の在り方に帰着するものでございまして、各制度の趣旨や目的等を踏まえた上でそれぞれ検討しなければいけないと、こういう必要があるということで、既に各法令の所管の府省庁において検討は進めていただいております。私も逐一報告を受けて、叱咤激励をしております。まあ激励というか、叱咤しております。この間も聞かれたんですけども、その際に、偏見とか、まあアンコンシャスバイアスと、偏見はもう故意で持っているようなものですから、こうしたものによって判断されることがあってはならないと、そう考えておりまして、その点を含めてしっかりと検討を進めていきたいと思っております」との答弁が林芳正内閣官房長官よりなされたほか、

「偏見等によって判断されるということはあってはならないと、その点も含めてしっかりと検討していただくように、私の方からも各府省庁においてしっかりと検討するようにと促しているところでございます。そして、今のお尋ねでありますけれども、まずは、各府省庁、年内を目途に検討の方向性について報告を行うように私からも求めている段階であります。いずれにいたしましても、まずは報告を待って、そしてそれぞれの所管する制度における検討、これがしっかりと進められるように促してまいりたいと思っております」との答弁が三原じゅん子共生社会担

当相よりなされている(以上甲A第928号証)。

そして、上記検討を踏まえ、2025年1月21日の記者会見において、三原大臣より、いわゆる犯給法における「事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」と同一又は類似の文言が含まれる(犯給法を含む)合計24法令(児童虐待防止法、特定秘密保護法、ドメスティックバイオレンス防止法、入管難民法等)につき、法律上同性のパートナーも「含まれ得る」との報告が各府省庁からあったことが、明らかとされた(甲A第929号証)。

第6 国会の動き

- 1 近時の国会では、石破内閣総理大臣による法律上同性の者同士の婚姻制度の導入に係る答弁が行われている。なお、2024年12月5日までの動きについては控訴人ら控訴審第6準備書面を参照のこと。

福岡高裁判決(甲A第835号証)直後の第216回国会参議院予算委員会(2024年12月17日)では、上記福岡高裁判決までの3連続高裁違憲判決を受け、川田龍平議員が、

「先週十三日、福岡高裁で同性婚を認めないことは憲法違反であるという判決が出されました。三月十四日に札幌高裁違憲判決、十月三十日の東京高裁違憲判決に続き、三例目です。今回は憲法十三条違反です。私も憲法で一番好きな条文ですが、自分も薬害エイズ裁判ではこの憲法十三条を頼りに訴えてきましたが、この幸福追求権、今回初めて幸福追求権について言及して、同性の者を伴侶として選択する者が幸福を追求する道を閉ざしてしまうことにほかならないとしています。この同性婚を認めることで、小泉元法務大臣は、幸福になる方が増えるという方向性は正しいと答弁しています。

総理は、これ、同性婚を認めることで日本の幸福度は増えるとお考えでしょうか」

と質問した(甲A第930号証)。

これに対して、石破総理大臣より以下の答弁がなされた。

「私、個人的には増えると思っております。なるほど、根拠は幸福追求権なのかということで、もう一回憲法の教科書を読み直さなきゃいかぬなと思っておるところなんです、それは、その人にとってそれがもうかけがえのない価値なのであると。私も関係者の方のお話を聞いたこともございますが、本当にそれが、その人と一緒にいることが自分にとって本当に何よりもかけがえのない大切なものなのだと思っておられる、それが実現できない、法的な関係というのが、これがまた面倒くさい話になるわけですが、じゃ、それを夫婦と言うのかというお話になってくるわけで、法的な問題を物すごく惹起するわけでございます。ただ、そういうことを横に置きましても、そのことが本当の生きがいであるという方の思いが法的に実現をするということから考えれば、そのことにいろんな思いを持たれる方も当然あることは承知をいたしておりますが、日本全体のって、はかりがあるわけじゃないんですけれども、一人一人のそういう熱烈な思いが実現されるということは、日本全体の幸福度にとっては肯定的なプラスの影響を与えるものだと考えております」(以上甲A第931号証)。

- 2 これまで石破総理大臣からは法律上同性の者同士の婚姻制度に関し肯定的な見解も示されている(その他控訴第6準備書面25頁記載の2024年12月5日参議院予算委員会での答弁も参照)。

他方で、例えば、2024年12月4日参議院本会議においては、石破総

理大臣から「同性婚制度の導入につきましては、国民一人一人の家族観と密接に関わるものでございまして、政府といたしましては、国民各層の御意見、国会における御議論の状況、同性婚に関する訴訟の状況について注視していく必要があると考えております。」との答弁(甲A第932号証)がなされているとおり、従前からの「注視する」レベル以上の趣旨が打ち出されているわけではない。

現に、上記名古屋高裁判決(甲A第922号証)を受けた林官房長官による2025年3月7日記者会見での発言は、「国民各層の意見、国会における議論の状況、同性婚に関する訴訟の動向などを引き続き注視していく」というものであった(甲A第933号証の1)。また、林官房長官は、大阪高裁判決(甲A第923号証)後の会見でも、「これまでに出了た4高裁の違憲判決は最高裁に上告されており、その判断も注視したい」と述べるにとどまった(甲第933号証の2)。

そして、本準備書面提出日時点においても、上記姿勢には全く変化がない。

- 3 このように、5高裁連続で違憲判断が続き、国会でそのことが質疑で取り上げられ、石破総理がいわゆる同性婚に若干肯定的な答弁をするなどしているが、政府は相変わらず訴訟の同項を注視するという態度に終始している。その結果、国会ではいわゆる同性婚の法制化に向けて具体的な対応とる動きが一切見られない状況が続いており、その状況が近い将来改善される見通しも全くない。

第7 諸外国の動き

- 1 タイでは、2025年1月23日に法律上同性の者同士の婚姻制度に係

る法律が施行された(甲A第934号証)。

またリヒテンシュタインでも、2025年1月1日に婚姻平等法が施行され、法律上同性の者同士の婚姻ができるようになった(甲A第935号証)。

以上を受け、現在法律上同性の者同士の法的な婚姻制度を有している国は、本準備書面提出日現在、合計39か国となった(甲A第936号証)。

2 韓国では依然として法律上同性の者同士の婚姻が認められていないものの、韓国最高裁判所において、法律上同性のカップルのパートナーを国民健康保険の被扶養者として認めるとの判決が下されたことが報道されている(甲A第937号証)。

3 女子差別撤廃条約に批准している各国の取組みを定期的に審査している国連の女子差別撤廃委員会(CEDAW)は、2024年10月30日、日本への第9回報告において、多数の勧告を含む最終見解を発表した。

このうち第52項(d)においては、日本における法律上同性の者同士の婚姻制度に関し以下の勧告がなされている(甲A第938号証の1、2)：

【原文】

“52. In line with its general recommendation No. 29 (2013) on the economic consequences of marriage, family relations and their dissolution, the Committee recommends that the State party:

(d) Recognize same-sex unions, marriages and registered unions entered into under private international law and allow the adoption of children by women in same-sex marriages or de facto unions.”

【内閣府仮訳】

「52. 結婚、家族関係及びその解消の経済的結果に関する一般勧告第29号(2013年)に沿って、委員会は締約国に以下のとおり勧告する。

(d)同性婚、国際私法に基づいて締結された婚姻及び登録された婚姻を認め、同性婚又は事実婚の女性による養子縁組を認める。」

第8 まとめ

「結婚の自由をすべての人に」事件における5連続高裁違憲判決にみられるとおり、法律上同性の者同士の婚姻を認めない現行法諸規定の違憲性は、関連する憲法の各規定(13条、14条1項、24条1項・2項)の趣旨や解釈に照らし、いよいよ明らかである。

一方、上記高裁判決のほか、パートナーシップ制度や住民票上の続柄表記など先駆的な取組みを実施している地方自治体から国・政府に対してかかる立法不作為を解消するための多数の意見提出等が行われていること、更に、各種世論調査の結果や国際的潮流等を考え合わせれば、上記のことは国会にとって既に明白であり、かつ現時点に至るまでの期間、合理的な理由なく是正のために必要となる立法行為を講じず、違憲状態を放置したものであるべきである。

憲法上の人権である平等権や婚姻の自由、幸福追求権に対する強度の侵害、様々な日常的な不便や困難、医療アクセスへの制限等々を甘受し続けながら法律上同性の者同士の婚姻を切実に待ち望んでいる人々の声を受けた、「注視はもう十分です」とのオンライン署名キャンペーンも行われているところである(甲A第939号証)。

そしてこのような立法府の対応は、違憲であることを認めながらも、国家

賠償法上の損害賠償請求を一様に棄却し続ける裁判所の消極的過ぎる姿勢に主たる要因があることも明らかである。

少なくとも高裁レベルでは違憲という結論が統一的に下されてきており、本論点に係るこれまでの裁判所の判決が結論において区々である、ということとはできない。高裁レベルで違憲判決がここまで一様に下されている論点について、最高裁判決を待たなければ立法不作為の違法の明白性が認められないということはないはずである。

このようなことからすれば、法律上同性同士の婚姻制度を導入しないことが憲法14条1項及び24条各項に違反することは明らかである上、遅くとも現時点において、国によるかかる立法不作為が国家賠償法1条1項の適用上「違法」と評価しうることもまた明らかと言わなければならない。

以 上